

コード	202010107
記入日	H26.5.15

課コード	119
課名	建築課
課長名	法村 栄三
担当者	坂田 満

事業評価表【事後評価】

作成年度	平成 26 年度
------	----------

評価対象事業名称	今里地区埋立地整備事業
----------	-------------

事業種類	継続事業
事業期間	平成 24 年度 ~ 平成 25 年度

総合計画の位置付け				財務会計の位置付け	
政策コード	2	政策名称	安全、便利、快適な生活環境づくり	款コード	8
施策コード	202	施策名称	ゆとりある住宅・住環境の整備	項コード	5
基本事業コード	20201	基本事業名称	快適な住宅・住環境の整備	目コード	1
事務事業コード	2020101	事務事業名称	都市計画総務事業費	細目コード	920
関連計画		法令・条例規則等	都市計画法		

計画 (PLAN)

※単年度事業及び単年度繰返事業については、全体欄を*****とする。

対象：誰、何を対象にしているのか	対象指標：対象の大きさを表す指標
(対象1) 町民 (対象2)	(対象指標1) 21,809人 (H25.4.1現在) (対象指標2)
事業の概要：具体的なやり方、手順、詳細を記入	活動指標：事務事業の活動量を表す指標・達成率 (上段：全体、下段：評価年度)
(全体)	(評価年度実績)
(全体計画) →今里地区開発行為 変更申請書作成業務委託 1.0式 →側溝整備 L=30m →公園整備 A=460㎡	(平成25年度) →側溝整備 L=30m →公園整備 A=460㎡
	(指標名称) (指標数値) (達成率) (達成率積算根拠) (目標達成年度)
	① 開発行為変更申請 1.0式 100% 実施事業費÷計画事業費 平成24年度 開発行為変更申請 - - - - (達成率分析) 業務委託は計画どおり完了した。
	② 整備工事 2工種 100% 実績工種÷計画工種 平成25年度 整備工事 2工種 100% - - (達成率分析) 整備工事は計画どおり完了した。
目的：何をしたいのか	成果指標：目的の達成度を表す指標・達成率 (上段：全体、下段：評価年度)
	(指標名称) (指標数値) (達成率) (達成率積算根拠) (目標達成年度)
	① 土地の利便性の向上 - - - 平成25年度 (達成率分析) 土地開発行為の完了により、残地の有効活用が図られた。
・開発行為の早期完了に向けて、今里地区埋立地整備事業を見直し、計画を縮小した開発行為変更許可申請を行うとともに必要最小限の整備を実施し、開発行為を完了させ、残地の有効活用を図ることを目的とする。	② (達成率分析)

実施 (DO)

※単年度事業及び単年度繰返事業については、評価実績年度及び全体計画欄のみ記載する。

	単位	全体計画 H 24 ~ H 25		24年度以前	25年度	
		計画	実績	実績	計画	実績
活動指標	① 式	1.0	1.0	1.0		
	② 工種	2	2	0	2	2
成果指標	①					
	②					
総事業費 C (A+B)	千円	10,063	10,063	5,058	5,005	5,005
直接事業費 A	千円	8,663	8,663	4,358	4,305	4,305
人件費 B	千円	1,400	1,400	700	700	700
内 従事職員数	人	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
人件費単価	千円	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
財 国補助金	千円					
源 県補助金	千円					
内 起 債	千円					
財 其 他	千円					
源 一般財源	千円	10,063	10,063	5,058	5,005	5,005

評価 (CHECK)

※理由の欄は必ず記載すること。

1 次 評 価	妥 当 性	・時代情勢、社会環境の変化及び住民のニーズを考慮しても、事業を行う必要がありましたか。	● はい いいえ	理 由	都市計画法上、開発行為を適切に処理する必要がある。
	有 効 性	・事業の目的は達成されましたか。	● はい いいえ	理 由	開発行為を完了させることで残地の有効活用が可能となる。
	有 効 性	・より少ない費用や業務量で事業や活動が効率的に実施できましたか。	● はい いいえ	理 由	必要最小限の計画で行った。

改善 (ACTION)

1 次 評 価	○今後の関連事業に対する改善点 (事業方法の検証・事業の成果等の検証を踏まえて、今後の関連事業等に対する改善点)	
	特になし。	
1 次 評 価	○目的が達成されていない場合の課題と改善策 (目的が達成されていない場合、また、課題が継続している場合の改善策)	
	目的は達成された。	
2 次 評 価	今後も都市計画法上、開発行為を行う必要がある場合は、県及び地元の意見を把握しつつ、適切な処理を行い整備していくこと。	

3次評価 住民等の意見	
町の対応	

※3次評価については、住民等の意見があった場合にのみ、再公表するものとする。